

【テーマ4】 中間検証にあたっての主な論点に対する意見

司法書士川口純一

【検討テーマ4】 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

I 制度の周知

- ・ 任意後見、補助、保佐等の成年後見制度の周知

V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- ・ 金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等

<制度の周知>

- ① 任意後見、補助、保佐等の周知及び相談体制の強化について、どのような方策が考えられるか。また、どのような点に留意すべきか。

<不正防止と利用しやすさの調和>

- ② 現在の不正の状況、各機関による不正防止の取組状況を踏まえ、不正防止を更に徹底していくため、どのような方策が考えられるか。特に、移行型任意後見契約について、その運用状況や実態を踏まえ、どのような不正防止策が考えられるか。

第1. 移行型の任意後見契約の運用の実態

1. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）の移行型の任意後見

(1) 会員の移行型任意後見契約における任意後見契約の前提の委任契約（以降「任意代理契約」という）の濫用事件

判断能力が低下したにもかかわらず、任意後見契約を発効させず任意代理契約において監督人がいないことを奇貨として、1年半で400万円を超す報酬を受領する事件があった。

(2) 再発防止策として次のことを決定した。

- ① 会員が任意代理契約を締結する場合には、当法人が立会人として関与して事前に契約内容の確認を行う方法か、または当法人が監督人（当事者）となる三面契約（三者契約）の方法をとる。

- ② 任意代理契約のみを単独で締結することはしない（任意後見契約と併せて利用することを原則とする）。また、任意代理契約は、できる限り公正証書による。

- ③ 代理権の範囲は、原則として日常業務及び身上監護に関する業務に限定する。報酬は、原則として日当分を含めた定額報酬のみとする。

- ④ 任意代理契約には、次の趣旨の条項を盛り込まなければならない。

- ア. 委任者が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分になったときは、速やかに家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをするものとする。
- イ. 家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたときまたは委任者が後見開始等の審判を受けたときは、任意代理契約における代理権は消滅する。
- (3) 発覚した不正事案を考察すると、先ず管理現金から着手し、次に監督人の無い任意代理契約の財産に着手し、最後に家裁等の監督のある任意後見、法定後見の管理財産に着手し通帳等の改竄を行うことになるというケースが多い。
- (4) その危険な監督人の無い任意代理契約を任意後見契約と同時にすることにより、成年後見制度と思っている高齢者が多数いるのと同時に、次に見るように任意後見契約の発効率が低すぎる懸念がある。

2. 任意後見契約の発効率

(1) 累計による発効率

今回の「任意後見制度の利用状況に関する調査」の基礎データによると、

- ① 任意後見契約の登記件数（閉鎖登記除く）→12万0962件（R1.7.29時点）
※閉鎖登記件数は2万0458件
- ② ①のうち任意後見監督人選任の登記がされている件数→3510件（R1.7.29時点）
⇒既存の任意後見契約12万0962件の内発効しているものが3510件と考えられ、その発効率は2.9%である。

(2) 単年度における発効率

今回の「任意後見制度の利用状況に関する調査」の基礎データによると、

- ③ 平成30年にされた任意後見契約の登記件数→1万2599件
- ④ 平成30年にされた任意後見監督人選任の登記件数→658件
⇒平成30年に登記された任意後見契約数と発効した任意後見契約数の割合を単純に計算すると、発効率は5.2%である。

法務局登記統計（資料①の1表参照）によると凡そ5%～6.5%で推移している。

(3) 当法人における発効率

当法人では先に説明したように再発防止策を行っているとともに、東京などいくつかの支部では、年に1回、任意代理契約（3者契約）の監督人として任意代理委任者である高齢者のところに行き状況の把握を行っている場合もあり、適正な任意後見契約の発効に努めている。

資料①の2表は当法人の各年度の任意後見契約件数と発効した任意後見契約数を表しているため、上記(2)とほぼ同様の率にあるはずであるが、年度によってばらつきがあるが、平均すると10.7%となり、法務登記統計の5.2%の倍の発効率となり、累計発効率の2.9%と比すと実に3倍の違いがある。

このことは、判断能力が低下しているにもかかわらず、任意後見契約を発効せずに本

人等による監督が出来ていない危険な任意代理契約が横行していることを示している
と考える。

第2. 解決策

1. 中核機関のチームによる見守り体制

判断能力が低下したにもかかわらず、任意後見契約が発効されず放置されることによる委任者本人の権利擁護が脅かされる問題は、公証役場から任意後見契約締結の際に本人の同意を得る等により中核機関等が契約の通知を受け、地域連携ネットワークの中でのチームによる見守り・支援機能によって任意後見契約の適正適切な発効支援と発効状況を把握できるようにすることにより解決を図る体制を整備する。

2. 後見登記のある法務局の活用

任意後見契約を登記している法務局が定期的な状況調査権を持つことにより、適正な発効を確保する制度を導入する。

3. 第三者の目のある任意代理契約

移行型任意後見契約における任意代理契約においては、監督人を含む三者契約を活用する等第三者の目が入る契約にすることにより、任意後見契約の適正な発効と任意代理契約の適切な業務の確保を図ることを推奨する。

③ 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の普及や運用について、留意すべき点があるか。

第1. 後見制度支援信託の普及は不正防止には効果があるが、成年後見制度の利用促進にはなっていない。

1. 後見制度支援信託の普及と同時に成年後見制度の利用が伸び悩んでいる。

最高裁判所の成年後見関係事件の概況によると各年の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は次のような推移をしている。

平成 15 年度 17,086 件

平成 17 年度 21,114 件

平成 19 年度 24,727 件

平成 21 年 27,397 件

平成 23 年 31,402 件

平成 24 年 34,689 件

平成 25 年 34,548 件

平成 26 年 34,373 件

平成 27 年 34,782 件

平成 28 年 34,249 件

平成 29 年 35,737 件

平成 30 年 36,549 件

平成 24 年を境に急に成年後見制度の利用の伸びが無くなっているが、平成 24 年は奇しくも後見制度支援信託の導入の年である。資料を見ると後見制度支援信託等は平成 24 年以降右肩上がりに増加しているが、それと同時に成年後見制度の伸びはストップしている。

様々な要因が考えられるが、後見制度支援信託等が本人等の自由な財産利用を阻害すると思われ、自己決定の尊重の概念と相いれない制度と思われているのではないかと懸念する。最高裁判所と専門職団体との協議を経て後見制度支援信託は導入されたが、その際次のような懸念を表明している。

「後見人の不正行為の防止策としては、家庭裁判所の物的・人的整備の拡充により監督機能の強化を図ることが本来の姿であり、その意味において、後見制度支援信託が抜本的な解決策とは考えにくく、運用次第では成年後見制度の理念に反するおそれがないとはいえないことから、いわば一時的・代替的な対応策というのが当法人の基本的な認識です。

したがって、当法人としては、後見制度支援信託の運用にあたって、引き続き、成年後見制度の改善に向けて最高裁判所を含む関係諸機関との意見交換等を継続して行う機会の確保、成年後見制度の理念（本人意思の尊重、身上監護の充実等）に基づいた後見制度支援信託の運用を求める」

2. 上記のような懸念と同時に、2つの問題がある。

一つは、本人の財産を利用したがる利害関係人により成年後見制度利用をきらい利用せず、他の方法を利用することにより本人の財産を利用している実態である。後見類型と思われても本人でも払い戻しをしている金融機関や、代理人カード・本人カードを利用した財産利用、或いは最近開発されつつある代理出金機能付信託・預金等は家族の善意を基本としているが、そうでない場合は、本人が認知症や障害者であるときはなかなか表面化せず問題が潜行している。

一つは、後見制度支援信託・支援預貯金の利用により、本人のために利用をせずに利害関係人のために財産保全に走ることである。

3. 後見制度支援預貯金の利用に関しては「預貯金凍結型」を旨とし、「預貯金凍結型」については後見制度支援信託との安全面での違い等を理解して導入する必要があるため、専門職の関与をさせること。理由の詳細は資料②「後見制度支援信託・支援預貯金に対する意見」参照。

4. 方向性

成年後見制度利用促進基本計画が考える成年後見制度は、意思決定支援や柔軟な対応によって利用者のメリットが感じられるようにする改革であり、財産管理も本人のために利用することであれば、財産凍結機能が基本で硬直的な後見制度支援信託・支援

預貯金が日本の成年後見制度であると揶揄される前に、本来の柔軟でしっかりした司法の上に中核機関による支援が作る、本当に利用者のメリットが感じられる世界になければならない。そのためには、東京に2か所しかなく5名の判事で対応している司法では、柔軟な対応は難しいと考える。

第2.「専門職団体における不正防止の取組」

～公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの不正防止対応～

成年後見制度上の不正防止のための仕組みとして、当法人では、会員である後見人に対する独自の指導監督の仕組みを構築し実行している。

当法人による会員（後見人）に対する指導監督

当法人は、会員に対する研修と、会員から受けた業務報告の精査の方法による会員による執務の管理及び支援を柱として、会員である後見人の事務の指導監督を行い、会員による成年後見業務の適正な実施に努めている。具体的には、後見人候補者となるための名簿への登載やその更新に、一定の研修単位の取得を要求している。また会員に対して定期的な業務報告の義務を課しており、この報告義務を履行しない会員は、業務報告の提出の指導、業務改善命令等を経て、後見人候補者名簿からの削除や除名を含む厳しい処分を受けることとなる。また、会員が当法人に対する業務報告義務を履行しないときは、その事実を家庭裁判所に通知するものとしている。

1. 研修制度と名簿登載

当法人が家庭裁判所に提出する後見人候補者名簿に会員が登載されるためには、規程で定める「新規研修」の単位を取得する必要がある。また、名簿の登載期間（2年）が満了した後、引き続き名簿に登載されるためには「更新研修」の単位を取得する必要がある。研修は、倫理研修、指定研修、ディスカッション形式の研修などがあり、各研修について一定数の単位の取得が求められており、高齢者、障害者等の権利の擁護の担い手として社会の要請に応え得る後見人の養成を図っている。

2. 業務報告と執務管理

当法人の会員は、当法人に対し、受任している全ての事件につき、LSシステムと呼ばれるオンラインの方式にて、受任事件の概要、遂行状況等の一定事項につき定期的に報告をする義務がある。この業務報告を受け、当法人の執務管理を担当する委員が報告内容を精査し、不適切な事務遂行が疑われる場合は、会員に対しその説明や改善を求めるなどの指導監督を行っている。定期的に業務報告を行うことで、会員自らもその報告期間の後見事務を振り返り確認することができ、執務管理担当委員から後見事務の在り方の修正を受けることで、更に適切な後見事務の遂行につながっていく。この繰り返しが、ひいては本人の利益につながることを企図して行われている。執務管理を担当する委員に対しては、実効性のある精査のための講習を実施したり、不正事例の分析から

精査のポイントを再確認する作業をするなど、その精度を向上させる方策を立てている。

なお、当法人の定める定款や規則により、会員は、正当な事由がある場合を除き、当法人の調査及び事情聴取に応じ、事実関係の解明に協力する義務がある。

具体的なLSシステムによる業務報告の内容は次のとおりである。

(1) 就任時の報告

後見人に就任した日から2か月以内に就任報告を行う必要がある。報告事項は、事件の概要、本人に関する事項（健康状態、要介護度や面会の頻度など）、本人の財産に関する事項（現金、預貯金、不動産、有価証券、保険契約、負債など）、年間の収支予定など詳細に及ぶ。現金や預貯金については、1円単位での報告を求めており、残高が確認できる預貯金通帳をPDF化してあわせて提出する必要がある。

(2) 就任後の定期的な遂行報告

前回行った報告から概ね6か月ごとに、遂行報告を行う必要がある。就任時の報告事項に加え、資産の増減（不動産や有価証券の処分や、保険金の受領など）、また前回の報告時点からの収支実績についても1円単位での報告が求められる。残高が確認できる預貯金通帳の写しの添付も要する。

(3) 終了時の報告

会員は、受託していた後見事件が終了したときは、最初に終了事由を報告し、3か月以内に詳細な業務報告を行う必要がある。その後、全ての財産を相続人等に引き渡すまで、3か月ごとに報告が必要となる。報告事項は、終了登記申請の年月日、家庭裁判所への報告状況、財産の残高、期間の収支実績、管理する財産の引き渡し先などであり、残高が確認できる預貯金通帳の写しの添付も要する。相続人等に財産を引き継いだ場合は、引継ぎに関する最終の報告を行う必要があり、引継（引渡）書及び通帳の写しを添付して報告を行う。

以上の業務報告を受け、執務管理担当委員において、報告された預貯金残高と、預貯金通帳の写しの残高とを照合し、資産の増減及び収支実績並びに収支予定を比較検討し、報告の整合性や執務の適正性の精査が行われ、後見の開始から財産の引渡し終了まで、会員に対する指導監督が行われている。

3. 特定原本確認調査

前記の業務報告のほか、当法人では、会員の執務管理及び指導監督並びに不祥事防止に資する目的のため、「会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱(特定原本確認調査)」を定めており、不適正な事務が疑われる特定の事項（報告の遅滞、懲戒、家庭裁判所からの指導要請、多額の現金管理など）が見られる場合は、通帳や現金出納帳、家庭裁判所へ提出した記録等の原本書類の確認・調査を実施し、その結果、不適正な事務遂行が認められ、または不正が疑われるときは、速やかに会員を指導監督するとともに、家庭裁判所や司法書士会とも連携して、当該会員の事務等につ

いて指導を要請している。

4. 全件原本確認

前記の特定原本確認調査とは別に、会員が受託している成年後見・保佐・補助（ただし、保佐・補助は預金通帳等を管理すべき代理権が付与された事件に限る）のうち監督人が選任されていない事件及び任意代理（通常の任意代理の委任契約に基づく財産等の管理）事件の全てについて、預貯金通帳等の原本を確認する事業を進めている。具体的には、前記の特定原本確認調査のような特定事項の有無にかかわらず、全会員を対象とし、L Sシステムに報告された預貯金残高と、預貯金通帳の原本の残高を照合し、未報告の管理通帳や定期預金がないか等も含め確認を行っている。本事業は、平成29年4月から本格的に実施しており、本年度中の100%実施を目指している。

※全件原本確認の詳細

①目的

全件原本確認は、特定原本確認の調査とは異なり、業務報告書の提出その他後見等事務の遂行に何ら懸念がない場合であっても、調査対象である事件を受託中の会員全員を対象として順不同に実施することで、いつかはわからないが、必ず調査対象となるといった環境の下、特に不正行為の抑止を図ることを目的としている。

②調査方法・内容

調査に当たっては、「全件原本確認に関する実施要綱」を定めて全支部で統一的に実施している。具体的には、理事長が調査対象会員を選定し、調査実施日に、被調査会員が所属する司法書士会の会館又は被調査会員の事務所等の場所で、当法人の会員（後見人等候補者名簿登載者）で理事長から委嘱された調査員2名が、事件ごとの預貯金通帳等名義人の同一性の確認及び被調査会員が当法人に提出した業務報告書の内、調査実施日に最も近い日付の預貯金残高と、預貯金通帳等原本の残高とを照合する方法で調査を実施する。

調査の結果、不正行為等重大な誤りを発見した場合は、理事長に報告し、被調査会員が受託中の事件を管轄する家庭裁判所及び所属する司法書士会へ通知するが、調査済の6,142名（令和元年11月30日現在）の中に、そのようなケースはなかった。

一方、調査対象に選定された会員が調査を拒否した場合は、その事実を当該会員が受託中の事件を管轄する家庭裁判所及び所属する司法書士会へ通知し、必要に応じて各機関での対応をお願いしている。なお、この通知をした会員数は25名である（令和元年11月30日現在）。

③実施状況

全件原本確認は、平成27年度に当法人の専門職後見人指導監督事業として事業化し、平成29年度から本格的に実施している。令和元年度末に約6,300名の調査対象会員全員に対する調査を終える予定であるが、全件原本確認を通じて不正行為の抑

止を図る取組みは、制度利用者ご本人の財産を守るために不可欠と考えるので、今後も、プライバシーに配慮しつつ調査の継続に努める。

任意後見契約締結数及び任意後見監督人選任審判件数・選任審判申立件数

1表

種 類	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
任意後見契約締結件数	8,289	9,091	9,219	9,791	10,704	10,616	12,045	12,599
任意後見監督人選任審判 件数	550	566	589	624	709	708	655	658
任意後見監督人選任審判 申立件数	645	685	716	738	816	791	804	764
発効率	6.6%	6.2%	6.4%	6.4%	6.6%	6.7%	5.4%	5.2%

①法務局登記統計 総括・不動産・その他の分類 年次
②成年後見関係事件の概況 年次

2表

	平成26年※	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
任意後見契約数	160	266	175	194	293
任意後見契約発効数	28	12	24	26	27
発効率	17.5%	4.5%	13.7%	13.4%	9.2%

※平成26年は平成25年9月末から平成27年3月末までの増減数

L S 総会資料より

令和1年9月19日

最高裁判所家庭局 御中

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
副理事長 川口 純一

「後見制度支援信託・支援預貯金に対する意見」
～後見支援預貯金と専門職の関与について～

第1 後見制度支援信託との比較から見た後見支援預貯金

1. 後見制度支援信託

後見制度支援信託（以下、「支援信託」という。）制度導入の目的は「親族後見人の不正防止」であり、支援信託を利用する場合には、信託の条件を適切に定めるなどのため、後見開始当初は専門職後見人が関与することが想定されている。本人の財産に関する遺言が存在する等の信託を不相当とする事情の調査も、専門職後見人の重要な役割とされている。

支援信託は、信託のしくみを利用することにより、信託銀行等の財産とは区別して扱われる（信託の独立性）。平成26年4月6日最高裁作成「後見制度において利用する信託～Q&A（案）交付用」においても、「後見制度支援信託の特徴」として、「・・・万が一、信託銀行等が倒産しても、信託財産が信託銀行等の借金を返すことに使われることはありません。また、信託銀行等は、金融機関に通常期待される注意義務を尽くした上で信託財産を管理しなければならないとされています。さらに、後見制度支援信託では、信託財産の運用によって元本割れが生じた場合には、信託銀行等は、元本を補てんしなければなりません。もっとも、運用により元本割れが生じた状態で、信託銀行等が倒産した場合、信託銀行等が元本を補てんできないときがあります。この場合でも、預金保険制度により元本1000万円までは保護されることになっています。」として、信託のしくみを利用することによる安全性を謳っている。

支援信託は、本人の預金を、ほぼ全部まとめて信託銀行等に預け替えてしまう手続きである（以下、「預貯金集約型」という。）。

2. 後見制度支援預貯金

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等」「(2) 今後の施策の目標等」中において、「不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等についての検討を行う。」、また、基本計画の「3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」「(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和—安心して利用できる環境整備—」中において、「特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使ができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関にお

いて積極的に検討することが期待される。」としている。

後見制度支援預貯金（以下、「支援預貯金」という。）は、信託のしくみを利用するのではなく、普通預金口座を「支援預貯金」化することによって、支援信託と同様の不正防止の目的を実現しているが、支援預貯金は上記趣旨に沿って開発された商品であると理解され、本人の自己決定で預貯金されている特定の本人名義の預貯金口座のみを支援預貯金とする方式（以下、「預貯金凍結型」という。）が原則であると考えられる。

3. 支援信託と支援預貯金の比較

支援預貯金は、支援信託に「並立・代替する新たな方策」のひとつとして開発された商品であることから、原則として「後見制度支援信託の活動のめやす」と同様の運用がなされるべきである。

ただし、同様の運用がなされることを前提としても、支援信託と支援預貯金には各々以下のメリット・デメリットが考えられることから、そのメリットを活かせる場面においては、原則的な運用に修正を加えることも考えられる。

(1) 支援信託のメリット

- ①信託のしくみを利用することから、本人の財産がより安全に保全される。
- ②現状で、支援信託を利用できる金融機関の総資産等を考慮すると倒産リスクはほぼないといえる。

(2) 支援信託のデメリット

- ①手続きは、預貯金集約型のみであり、本人が自己名義の預貯金口座を維持することを希望しても解約を強いられる場合がある。
- ②現状で、支援信託を利用できる金融機関は限られており、本人が望む金融機関を利用できない可能性がある。
- ③専門職後見人が関与することにより、一定の報酬コストが発生する。

(3) 支援預貯金のメリット

- ①信託のしくみを利用せず、普通預金口座の開設という簡易な手続きであるため、契約にあたっては専門職後見人の高度な法的知見は要しない。
- ②現状で、特に地方において利用できる金融機関が多い。
- ③預貯金凍結型においては、本人が希望する自己名義の預貯金口座を維持することができる。

(4) 支援預貯金のデメリット

- ①普通預貯金のしくみを利用することから、倒産した場合には預金保険制度によって元本1000万円までしか保護されない。
(なお、JAの「成年後見制度支援貯金」においては「普通貯金無利息型〈決済用〉」も商品提供されているが、本人が無利息であっても自己名義の貯金口座を維持することを希望するかは疑問である。)
- ②現状で、支援預貯金を利用できる金融機関の中には、0金利政策により経営が悪化し、経営状態の問題で統合を行っているところが多い点等を考慮すると一定の倒産リスクがある。つまり、元本保証が意味をなさない場合がある。(※参照)
- ③預貯金集約型による場合は支援信託のデメリット①と同じであり、専門職後見人が関与する場合は支援信託のデメリット③と同じである。

第2 意見

1. 支援預貯金への専門職関与の必要性

(1) 基本的な考え

既に繰り返し述べたところであるが、支援預貯金は、支援信託に「並立・代替する新たな方策」のひとつとして開発された商品であることから、原則として「後見制度支援信託の活動のめやす」と同様の運用がなされるべきである。即ち、原則として専門職後見人の関与が必要と考える。支援信託において専門職後見人関与を必要とする理由として、①信託の条件を適切に定めるために専門職の高度な知見が必要であること、②本人の財産に関する遺言が存在する等の信託を不相当とする事情の調査が挙げられる。支援預貯金においては①の理由については適用されないとしても、②の理由については支援信託と支援預貯金において必要性に何らの差異は生じないし、支援預貯金の問題点等制度理解が必要である。特に、新規開始事件における専門職後見人による調査は重要であることから、支援預貯金においても専門職後見人を選任する運用は維持されるべきである。

(2) 預貯金集約型においては、原則として支援信託が支援預貯金に優先すべき

支援信託と支援預貯金を比較すると、信託のしくみを利用している支援信託のほうが、普通預金口座を利用した支援預貯金よりも預金保護の観点からは優れていると思われる。また、支援預貯金を利用できる金融機関の中には、経営上の問題から統合を進められている等、預金の安全性からも両者に差があると言わざるを得ない。

そもそも、支援信託は、本人の意思の尊重及び身上保護等の成年後見制度の理念に反する懸念が拭えないため、飽くまで一時的代替的な不正防止手段と考えている。支援信託と支援預貯金がまったくの同条件の下で選択する場合には、より本人の預金保護に最大限の配慮をした選択が必要である。

そのため、預貯金集約型を運用する場合には、原則として支援信託を支援預貯金に優先して利用すべきである。

支援預貯金に対する支援信託の優位性を正しく評価しないまま、両者を同列に置いて親族後見人候補者に選択を求めるとすれば、結果として浮き上がる支援預貯金の優位性のみを目を奪われることになり、支援信託が利用されなくなる恐れがある。

(3) 支援預貯金を活用すべき事案＝預貯金凍結型

一方で預貯金凍結型の場合においては、支援預貯金は支援信託と比較しても、基本計画で述べられた「特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使ができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策」として優れているといえる。預貯金凍結型の支援預貯金は、本人の意思の尊重の観点からみると、成年後見制度の理念に抵触するおそれが少ないことから、積極的な活用が期待されるし、本人名義の既存の口座を支援預貯金化するだけのことであるから、専門職後見人の関与も原則として不要であると考ええる。

一方で、預貯金集約型の支援預貯金は、特別な事情がある事案に限定して利用されるべきと考える。預貯金集約型で新規に口座を開設して、或いは既存の1つの口座に本人の預金のほぼ全部を支援預貯金とすることは、基本計画の趣旨にも合致しないと思われ、また、支援預貯金のデメリットにも重なることから消極的に考える。

なお、預貯金集約型で支援預貯金の利用が想定される特別な事情としては、以下が考え

られる。

- ・既に特定の信用金庫口座に多額の預貯金がある場合や、本人の財産構成等から、当該口座に集約することが本人の意思に沿うと判断される場合
- ・ペイオフ対策として1000万円以下の複数口座に分散して預金を予定する場合
- ・親族後見人候補者の周辺に、支援信託を利用できる金融機関がなく、支援預貯金を利用できる金融機関のみがある場合

2. まとめ

(1) 新規開始事件

原則として専門職関与。専門職後見人は原則として支援信託を優先した検討を行う。支援預貯金を支援信託に優先して利用すべき特別な事情がある場合には、専門職後見人において支援預貯金の検討を行う。

(2) 管理継続事件

- ①支援預貯金を利用できる金融機関に多額の定期預金等がある場合等は、家庭裁判所において本人の意思の尊重の観点から支援預貯金（預貯金凍結型）の検討を行う。預貯金凍結型による場合には原則として専門職は関与しない。
- ②預貯金集約型が予定される場合には原則として専門職関与。原則として支援信託を優先した検討を行う。
- ③預貯金集約型が予定される場合に、支援預貯金を支援信託に優先して利用すべき特別な事情がある場合には、家庭裁判所において支援預貯金の検討を行う。

※ 金融機関（運用者）破たん時の取り扱い

元本保証が意味をなさない場合とは、どのような場合か。

ア. 原則＝通常預金等＝後見制度支援預貯金

運用者との間で元本補てん契約があっても、運用者に十分な資力がなく運用がマイナスとなった場合にその不足分を補てんできないし、運用者が破たんする場合も十分な財産がないために破たんするわけであるから、この場合も意味をなさない。

銀行についてはこの場合に備えて預金保険がある訳であるが、預金保険にはいろいろと制約がある。

無利息の預金（無利息型後見制度支援預貯金は、預金保険制度の付保対象預金です。）に制限はないが、利息を支払う預金の場合は元本1千万円とその利息までしか預金保険からは支払われない。

この限度を超える預金については運用者（銀行）の総資産を処分してその配当として支払われることになる。

その配当率は銀行の残余資産次第ということになる。

これは預金の場合は預金と自己資金が一体となって運用される＝すべてが運用者の資産として取り扱われることによる。

イ. 信託の場合＝後見制度支援信託

預金保険対象の商品（注）の場合は原則的には預金と同様の取り扱いとなるが、1千万円超の資金の場合は取り扱いが異なってくる。

この場合、預金であれば銀行の残余資産の配当となるが、信託の場合は1で説明

したように信託財産と銀行の資産とは分別管理されるために、信託財産の処分配当ということになる。

一般的には信託財産は銀行の一般資産とは分別して運用されるため、預金より安全であるといえるし、信託財産がそれ自体で健全な運用がなされていれば、銀行の破たんによって影響を受けることはないため、100%のリターンがあるはずである。

しかしながら、信託財産は同一銀行の銀行資産にも投資されることがある点が問題を難しくしている。

つまり、信託財産が銀行資産に貸し出しを行っているということである。

銀行資産への貸し出しは銀行破たん時に大きく影響を受け、貸し出した資産は破たんした銀行資産より残余資産の配当を受けることでしか回収できない。

つまり、①銀行資産への貸し出し部分は一般の預金と同程度の配当しか受けることができない。

しかし、②信託財産独自の運用部分があるので、この部分は貸出先の破たんがなければ満額以上のリターンがあるので、その意味で言えば信託は銀行破たん時には預金以上の配当が確保される可能性がとても大きい。

その結果、トータルとしての資産の確保率は、信託は預金以上であるといえるが、しかしながらこれは信託の安全度が 100%つまり元本が確保されているということの意味するものではない。

以上